



本日7/1(月)発売開始! 総額5,500万円 町内129店舗で

名称 まつだわくわくお買い物券
金額 1万円(1,000円券の11枚つづり)
※額面は11,000円なので、10%のお得!
取扱い店 町商工振興会加盟店(ステッカーが目印!)
購入限度 1人10万円 有効期限 平成14年12月31日

各商店街もお買い物券セールを開催!

<p>ロマンス通り商店街</p> <p>★イベント期間中、商品券を利用したお買い物で、特別価格の商品をご用意させていただきます。</p> <p>期間 7月1日～10日</p>	<p>ファミリー通り商店街</p> <p>★商品券1枚につき2回、現金(1000円・3000円)が当たるスピードくじにチャレンジしてみませんか!</p> <p>期間 7月25日～31日</p>
<p>仲町商店街</p> <p>★商品券を利用してお買い物すると、仲町スタンプが通常時の倍になります。</p> <p>期間 7月1日～7日</p>	<p>やっこさんシール会</p> <p>★商品券利用のお買い物で、シールが3倍に(現金でも2倍)。</p> <p>期間 7月8日～13日</p> <p>★現金つかみ取りが当たる台紙抽選会</p> <p>抽選日 7月12日・13日</p>

不況に負けない元気な松田を!

私たちが商工振興会では、町の協力を頂き7月1日から「まつだわくわくお買い物券」を発行することになりました。

発行に当たっては、まず町内各地区の商店主など、男女合わせて11人からなる実行委員会を立ち上げました。委員会のなかでは、それぞれの立場から利用方法や券のデザインなどについて、活発な意見交換を重ねてきました。また、単に券の発行にとどまらず、町の商店が協力しあい、さまざまなアイデアを盛り込んだセールも、同時に実施することになりました。

「長引く消費不況を克服し、活気にあふれた松田を取り戻そう!」そんな思いがいっぱい詰まった商品券です。皆様のご利用をお待ちしています。

松田町商工振興会
商品券実行委員長 小澤啓司

町でわくわくお買い物 10%のプレミアム

長引く消費不況により、全国的に商店街は衰退傾向にあります。町商工振興会では、このような現状を打破しようと10%のプレミアムがついた商品券を発行することになりました。

「まつだわくわくお買い物券」と名付けられたこの商品券は、本日より町内10か所(右下参照)で販売されます。衣料品や食料品など商品の購入はもちろん、町商工振興会加盟店であれば、さまざまなご利用が可能です。また、町の各商店街では、この商品券販売に合わせ、一斉にセールを開催(左枠参照)します。お中元や夏休みも間近です。この機会にぜひご利用ください。

販売所	住所	電話番号
商工振興会事務所(JR駅前)	松田惣領1301-12	83-4983
あしがら農協 松田支店	松田惣領1250	82-4158
鈴木家具店	松田惣領1375	82-0082
ヨコヤマ	松田惣領1867	83-1515
大坂屋呉服店	松田惣領1331	82-1371
オオサワ眼鏡店	松田惣領1208	83-5504
和田電機	松田惣領1891	82-2351
柳生呉服店	神山 246	82-0482
総合食品小島商店	松田庶子491	82-0483
あしがら農協 寄支店	寄 2532	89-2211

見直しを進めます！ 介護保険・高齢者保健福祉



アンケート調査結果の概要

【調査対象者及び調査方法等】

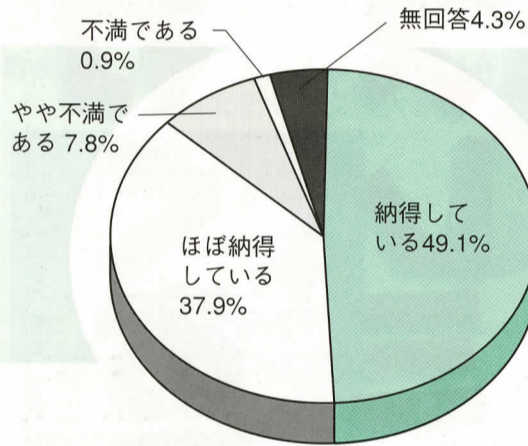
	要介護認定者			一般
	在宅サービス利用者	施設サービス利用者	介護サービス未利用者	65歳以上一般高齢者
有効回収数	116人	71人	82人	493人
有効回答率	82.3%	83.5%	100.0%	97.8%
調査方法	利用者全員に調査票を郵送		調査員による訪問聞き取り調査	65歳以上の方から10%を抽出

※調査は平成14年1月を基準日として、2月1日～12日の間で実施しました。

高齢化が進む現代、福祉サービスの需要は一層の高まりを見せています。町では、平成15年度から平成19年度まで5年間の各種保健福祉施策を盛り込んだ、「高齢者保健福祉計画」及び「第2期介護保険事業計画」策定に向け、このたびアンケート調査を実施しました。その概要を紹介します。

また、この調査結果を参考に、今後、議会や委員会等で検討を重ねていき、今年度中に計画を決定します。決定した内容は、本紙やダイジェスト版で皆さんにお伝えする予定です。

在宅サービス利用者116人回答

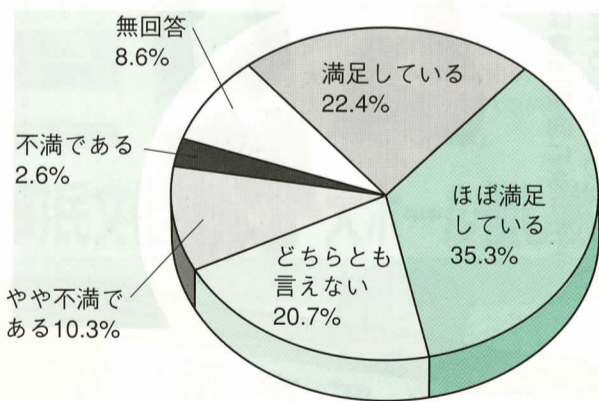


要介護認定結果について
まず、「要介護度の状況（右表）」の結果から分かるように、在宅サービス利用者では「要介護1」と「要介護2」が多く40%以上を占めています。また、施設サービス利用者では「要介護4」「要介護5」で約50%を占める結果となりました。このような、認定の結果に対し、在宅サービス利用者で87%（左円グラフ）、施設サービス利用者で88・8%の方たちが「ほぼ納得している」「納得している」と答えています。

【要介護度の状況】

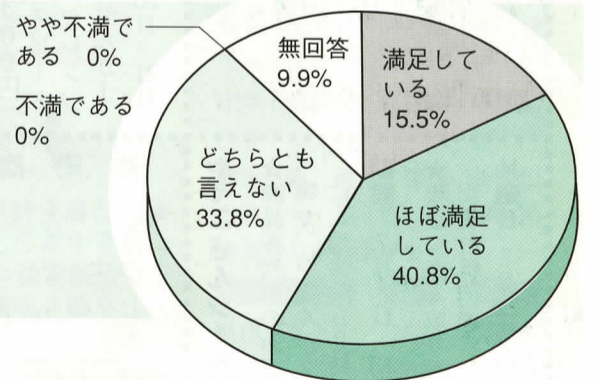
	在宅サービス利用者		施設サービス利用者	
	人数	割合	人数	割合
要支援	11人	9.5%	3人	4.2%
要介護1	25人	21.6%	3人	4.2%
要介護2	25人	21.6%	12人	16.9%
要介護3	18人	15.5%	10人	14.1%
要介護4	21人	18.1%	21人	29.6%
要介護5	12人	10.3%	17人	23.9%
無回答	4人	3.4%	5人	7.0%
合計	116人	100.0%	71人	100.0%

在宅サービス利用者116人回答



介護保険制度について
▼施設サービス利用者（右円グラフ）
介護保険制度に「ほぼ満足している」の割合が40・8%と最も高く、次いで「どちらとも言えない」が33・8%となりました。満足傾向は、56・3%と5割を超えています。
▼在宅サービス利用者（左円グラフ）
「ほぼ満足している」の割合が35・3%と最も高く、次いで「満足している」が22・4%と、こちらも満足傾向は57・7%と5割を超えました。

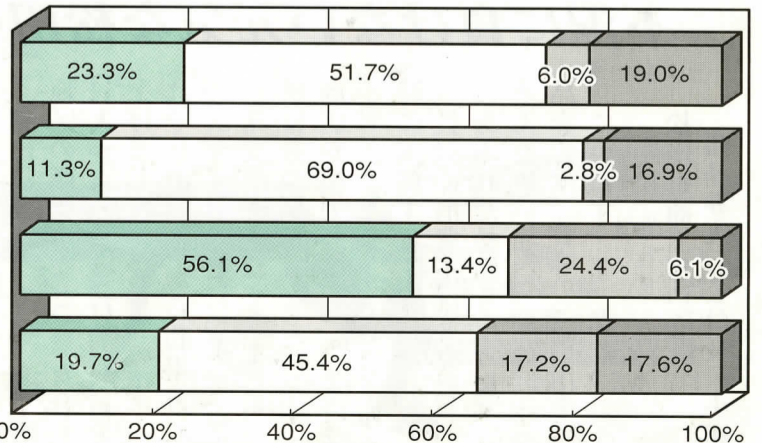
施設サービス利用者71人回答



介護保険料について
「適当である」の割合は、在宅サービス利用者で51・7%、施設サービス利用者で69・0%、一般高齢者で45・4%と3つの対象者で最も高い割合を占めました。
一方で、介護サービス未利用者では、「適当である」が13・4%であるのに対し、「保険料が上がってもサービス量充実希望」が56・1%と最も高くなりました（右棒グラフ）。
また、「サービス量を減らし、保険料軽減を希望」の割合については、実際に介護サービスを利用している在宅サービス利用者・施設サービス利用者よりも、介護サービス未利用者・一般高齢者で高くなるという傾向が見受けられました。

介護保険料について

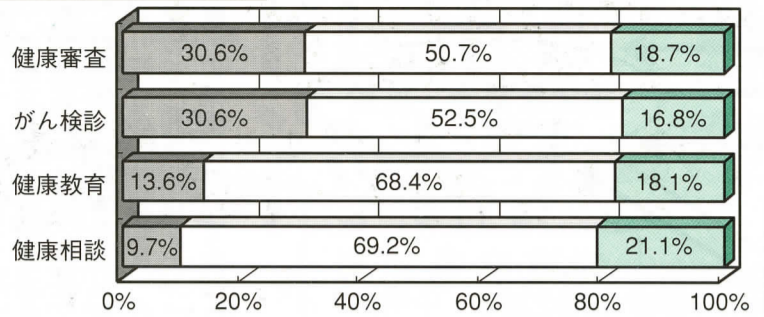
在宅サービス利用者116人
施設サービス利用者71人
未利用者82人
一般高齢者493人



□ 保険料が上がってもサービス量充実希望 □ 適当である
□ サービス量を減らし保険料軽減を希望 □ 無回答



一般高齢者 493人回答



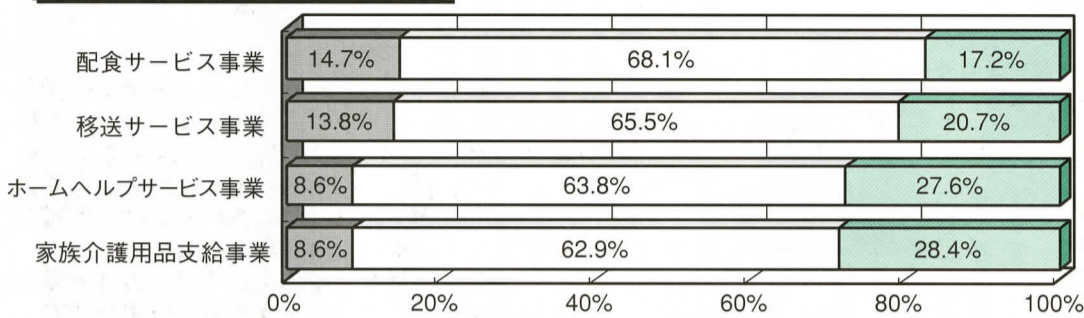
▼一般高齢者
上位4位の事業は左グラフ(上)のとおりです。この他の事業では、「利用したことがある」が3%を超える事業はありませんでした。

▼在宅サービス利用者
上位4位の事業は左グラフ(下)のとおりで、こちらも、全体的に利用が少ない傾向が見受けられました。

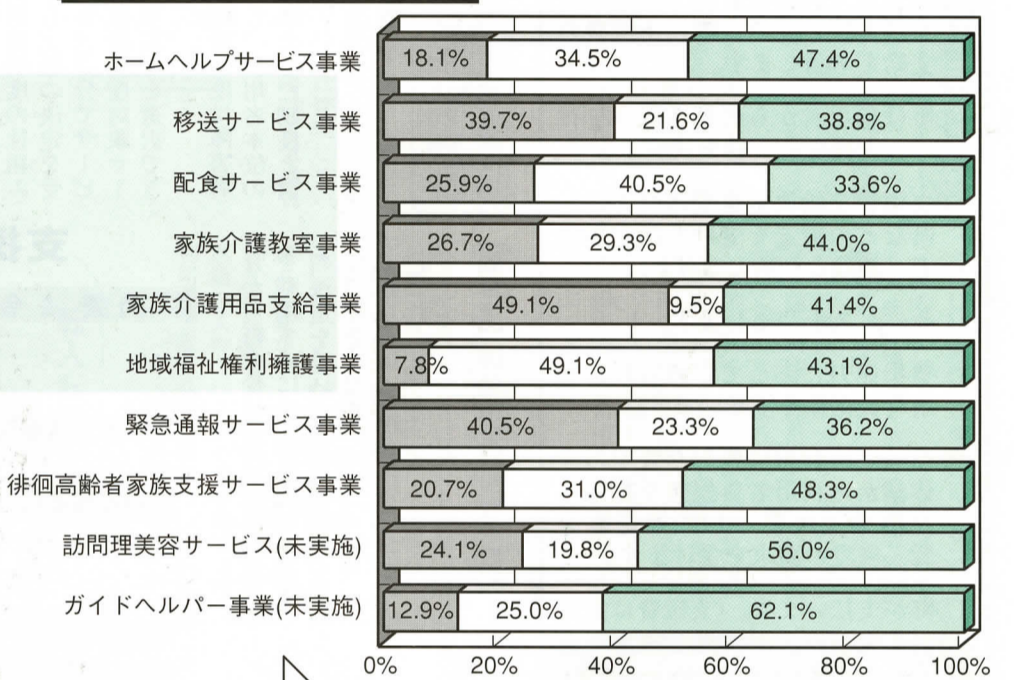
保健福祉サービスの利用経緯



在宅サービス利用者 116人回答



在宅サービス利用者 116人回答



保健福祉サービスの利用意向

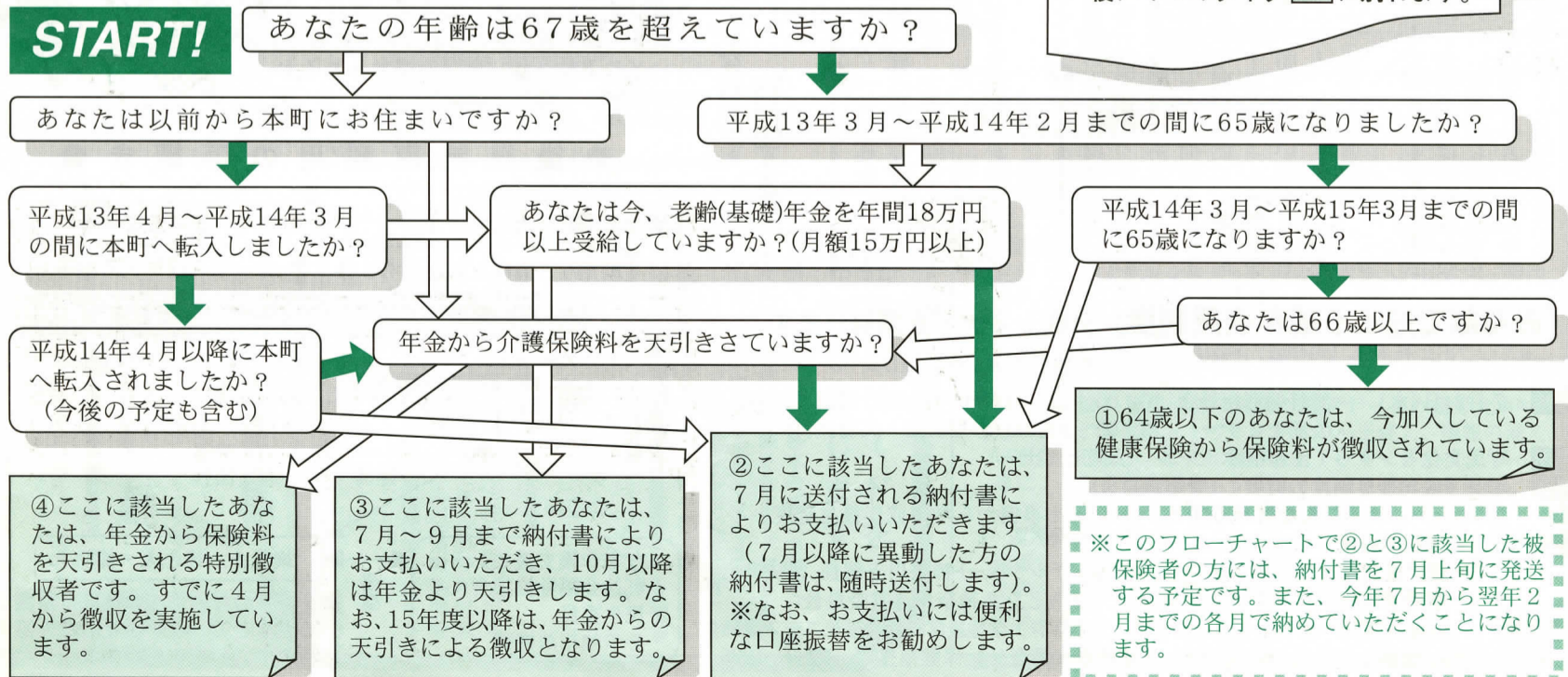
在宅サービス利用者の利用意向は、右グラフのとおり、「家族介護用品支給事業」が1位(49.1%)、2位には「緊急通報サービス事業」、3位に「移送サービス事業」となりました。また、介護サービス未利用者では「家族介護用品支給事業」が、一般高齢者では「健康教育」「健康審査」が1位となりました。

アンケート調査にご協力いただき、ありがとうございました。調査結果の概要や介護保険事業計画等に、ご意見・ご質問がありましたら保健福祉課福祉班までお願いします。 ☎83・1226
E-mail: mtdkaigo@tecnet.or.jp

介護保険料フローチャート式

平成14年度の介護保険料は…

今月から平成14年度の介護保険料徴収(普通徴収)を開始します。国の『特別対策』である減免制度が昨年終了したため、今年から保険料は全額納付となります。保険料が増額しているのは、値上げではなく、これが本来の保険料ですのでご理解願います。



CHECK!

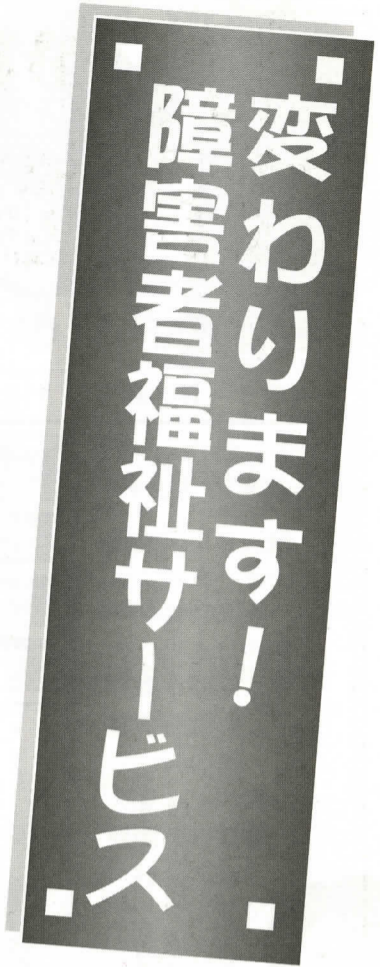
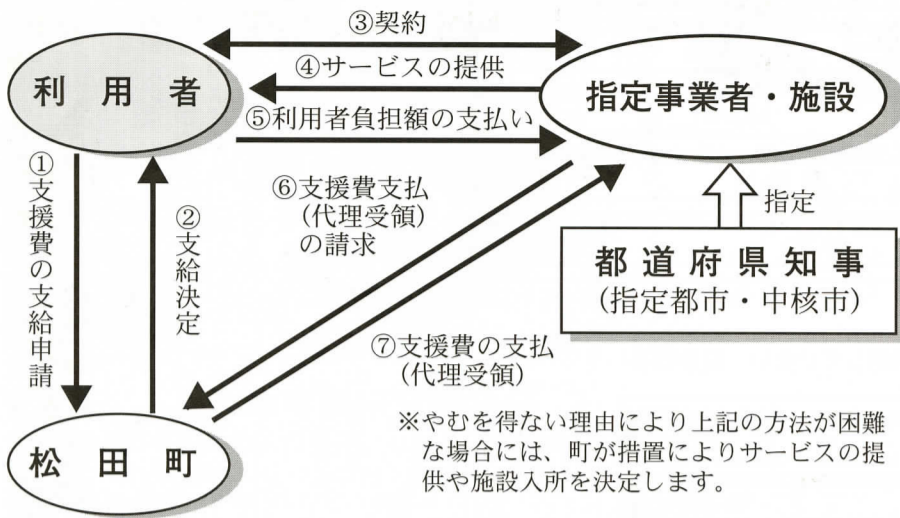
※第1号被保険者の皆さんが、どのように保険料を納めていただくかをフローチャートにしてみました。

設問にそって、 はい → いいえ →

の矢印どおりに進んでください。最後に4つのタイプ□に別れます。

※このフローチャートで②と③に該当した被保険者の方には、納付書を7月上旬に発送する予定です。また、今年7月から翌年2月までの各月で納めていただくこととなります。

【図解】支援費制度の仕組み



「措置制度」から「支援費制度」へ
平成12年5月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、社会福祉事業や社会福祉の共通基盤制度について、見直しが行われました。これに伴い、障害者福祉サービスも来年4月より現在の「措置制度」から「支援費制度」に変わることになります。ここでは「支援費制度」の概要についてお知らせします。

利用者本位のサービスを提供

障害のある方が福祉サービスを受ける場合、サービスの内容や事業者の決定は、これまで行政(町)が行っていました。これを「措置制度」と言います。

しかし、来年4月から始まる「支援費制度(左、支援費制度の仕組み参照)」では、町から支給の決定を受けた障害のある方が、自分でサービスの内容(下、支援費制度対象サービス一覧参照)や事業者を選択できるようにになります。

このように、支援費制度は障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本とした制度と言えます。

来年4月にスタート

支援費制度は、平成15年の4月からスタートしますが、支給申請は10

【問合せ】保健福祉課福祉班 ☎83・1226

月から町で受け付けを始めます。サービスを利用するには、平成15年3月までに支給の決定を受けることが必要となりますのでご注意ください。詳しくは、本紙9月号でお知らせする予定です。

支援費制度の仕組み

上の【図解】支援費制度の仕組みと併せてご覧ください。

- ①サービス利用者は必要に応じて相談支援を受け、町に支援費の支給を申請します。
- ②町は利用者からの聴き取りを行い、支援費の支給を決定します。
- ③支援費支給決定を受けた方は、県などの指定を受けた指定事業者・施設と契約します。
- ④サービスを利用します。
- ⑤負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払います。
- ⑥サービス利用に要した費用の全体額から利用者負担額を控除した額を支援費として指定事業者・施設の請求を受けます。
- ⑦町が支払います。(支援費は指定事業者・施設が代理受領する方式をとります。)

支援費制度対象サービス一覧

関連法令	対象サービス
身体障害者福祉法	身体・知的障害者更正施設
	身体障害者療護施設
	身体・知的障害者授産施設(政令で定める施設)
	身体・知的障害者居宅介護(ホームヘルプサービス)
	身体・知的障害者デイサービス
知的障害者福祉法	身体・知的障害者短期入所(ショートステイ)
	知的障害者通勤寮
	心身障害者福祉協会が設置する福祉施設
	知的障害者地域生活援助(グループホーム)
児童福祉法 (障害児関係のみ)	児童居宅介護(ホームヘルプサービス)
	児童デイサービス
	児童短期入所(ショートステイ)

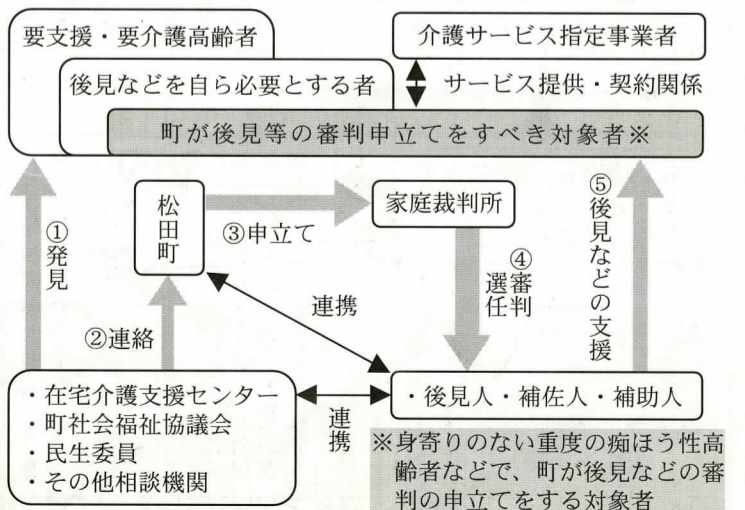
ご存知ですか? 成年後見制度

成年後見制度とは...

平成12年度から始まった新しい仕組み「成年後見制度」をご存知ですか? これは、痴呆性高齢者や知的障害者、精神障害者など自分で十分に判断することができない人が、財産の取引など各種契約を行う時に、一方的に不利な契約を結ばないよう法律面や生活面で支援し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度です。また、本人の意思を尊重し希望にそった支援が受けられるのも特徴です。どのようなサービスが受けられるか、ぜひ知っておきましょう。



● 後見制度利用の手続き ●



どんな時に利用するの?

ケース① 遠方で一人で暮らしている母に最近痴呆の症状がでてきた。介護保険サービスを利用したいが、申請や契約などを頼む人が必要。

ケース② 高齢のAさんは独身で、仕事一筋で頑張ってきたため相当な貯金がある。親族の一人が面倒を見ると言って同居し始め、判断能力不十分なAさんの預貯金を、勝手に使い込もうとしている。管理する人をきちんと決めておきたい。

ケース③ 軽い痴呆の母は、必要もないのに高価なものを買ってしまい困っている。なんとか取り消すことはできないか。

「みんなで知ろう成年後見制度」公開セミナーを開催します!

制度をもっと知っていただくため、公開セミナーと無料個別相談会を開催します。

日時 7月24日(水) ・無料個別相談会 10:00~12:00(事前申込制 ☎83・1226)
・公開セミナー 13:00~16:00(参加自由・入場無料)

場所 町民文化センター 1階展示ホール(公開セミナー)

内容 講演「成年後見制度の概要」 齋藤憲磁氏

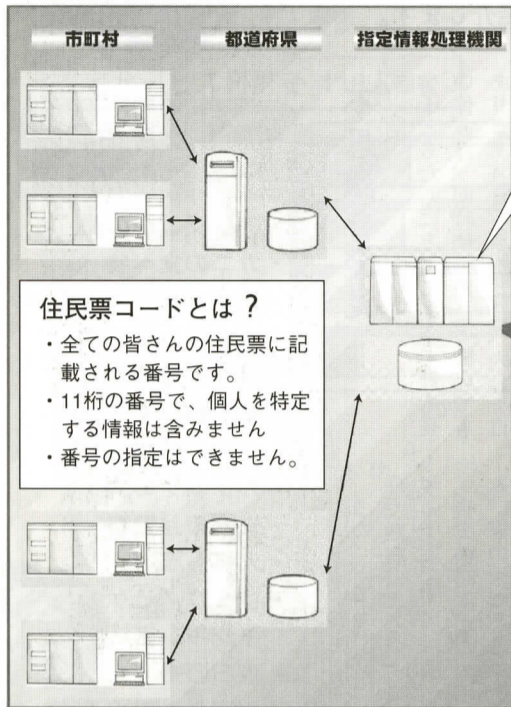
シンポジウム「こんな時どうする」～ビデオ事例から学ぶ成年後見制度～

アドバイザー ・興石英雄氏～横浜弁護士会
・酒井量三氏～(社)成年後見センターリーガルサポート神奈川支部長、司法書士
・齋藤憲磁氏～県社会福祉士会会員・ぱあとなあ神奈川運営委員長

コーディネーター ・本多洋実氏～県社会福祉士会会員・日本体育大学健康学科社会福祉コース講師

主催:松田町 後援:町社会福祉協議会 【申込み・問合せ】保健福祉課 ☎83・1226

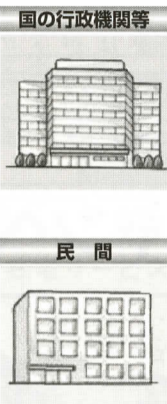
8月からスタートします！ 住民基本台帳ネットワークシステム



保有情報（氏名・生年月日・性別・住所・住民票コード・付随情報）の限定

法律上の根拠が必要
目的外利用禁止

利用禁止



IT（情報技術）社会の急速な進展のなかで、住民負担の軽減や住民サービスの向上、国・地方を通じた行政改革のため、行政の高度情報化の推進が重要となっています。

このような時代背景のなか、平成11年8月に住民基本台帳法の一部が改正されました。そして、市区町村間の住民基本台帳に関する事務処理や、国の行政機関などに対する本人確認情報※1の提供を行う住民基本台帳ネットワークシステムが、来月から一部スタートします。さらに、来年8月には、全面的にスタートする予定で事業が進められています。

【担当】町民環境課 ☎83・1225

住民基本台帳とは？

住民基本台帳は、住民の方の氏名・生年月日・性別や世帯主の氏名・世帯主との続柄・住所・本籍地など法律で決められた情報が記載されています。

この台帳は、住民票の写しの交付をはじめ、国民健康保険、介護保険の被保険者としての資格の管理や加入の有無、児童手当の受給資格の管理などの行政サービスに利用されています。

住民基本台帳ネットワークシステムの概要

住民基本台帳ネットワークシステムを整備する目的は、全国それぞれの市区町村で独自に管理していた住民基本台帳を専用の電気通信

回線で結ぶことによりネットワーク化し、事務の処理を行うことです。また、このネットワークを通じて、本人確認情報を指定情報処理機関※2（全国センター）が保存し、法律や条例で定められた事務について、国の機関や都道府県などに提供することになります。

提供される情報は、本人確認情報に限定され、利用される事務も法律や条例で明確に規定されています。また、本人確認情報の提供を受ける国の機関などは目的外の利用が禁止されています。

この本人確認情報を国の機関に提供したり、都道府県が利用することで、これまで国や都道府県の免許や許可を受けるときに添付を義務づけられていた住民票の写しや証明が、一部の事務で省略されます。

また、これまでのように住民票の写しをとるために、町の窓口へ足を運ぶ必要がなくなります（平成14年8月から順次実施予定）。具体的には、恩給の支給、パスポート発給等での利用が予定されています。

転入転出の特例

▼平成15年8月実施予定

他の市区町村に引っ越しの際は、松田町で転入届、引っ越し先の市区町村で転入届と2回窓口に行く必要があります。しかし、住民基本台帳カードの交付を受けると、松田町に郵送で転入届を出せば、転出証明書がなくても引っ越し先の市区町村窓口で手続きをすることができ、窓口に行くのが1回です。

住民基本台帳カードでいろいろなサービスが受けられます。

印鑑登録証や公共施設利用カード、たくさんのカードがあって大変だ



住民基本台帳カードが希望者に交付されます。また、このカード1枚でいろいろなサービスが受けられます！

住民基本台帳カード

▼平成15年8月実施予定

住民基本台帳カードは、高度な安全確保機能を持つICカード※3で、住民の方からの申請によって松田町が発行します。この住民基本台帳カードにより本人を確認することで、住民票の写しの広域交付や転入転出の特例が受けられます。

全国どこの市区町村でも住民票の写しの交付が受けられます。

住民票の写しをとるために、仕事を休まなくちゃならないわ



住基ネットで、どこでも住民票の写しがとれます！

住民票の写しの広域交付

▼平成15年8月実施予定

住民基本台帳ネットワークシステムがスタートすると、町でしか交付を受けることができなかった住民票の写しが、全国どこの市区町村でも交付を受けることができます。ただし、この場合は、住民基本台帳カードの提示が条件となります。

個人情報保護に努めます

住民基本台帳ネットワークシステムでは、個人情報を保護するため、制度・技術・運用の3つの側面から対策を行います。

- 1 制度面からの対策**
記録する個人情報を限定し、国の機関等への提供先・利用目的を法律に明記しています。また、民間における住民票コードの利用を法令で禁止するとともに、関係職員に対する安全確保措置、秘密保持（罰則付）を義務づけています。
- 2 技術面からの対策**
安全性の高い専用回線の利用や通信データの暗号化※4などにより、外部ネットワークからの不正侵入、情報の漏えいを防止します。また、操作者用ICカードやパスワード等による厳重な確認やネットワークの定期的な管理などにより、システム操作者の目的外利用を防ぎます。
- 3 運用面からの対策**
情報保護管理者の設置や関係職員への個人情報保護意識向上のための研修など運用管理を徹底し、情報の漏えいを防ぎます。

住民票コードをお知らせします

住民票コードは、住民基本台帳法の規定に基づき、全ての住民票に記載されます。皆さんへは平成14年8月に書面でお知らせしました。なお、このコードは、引っ越しをする際に市町村の窓口で必要となります。また、国や都道府県などの公的機関への各種申請等に必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

用語の説明

- ※1 本人確認情報
- ①氏名②生年月日③性別④住所⑤住民票コード⑥これら情報の変更年月日等が付随する情報などで、都道府県や指定情報処理機関に記録・保存され、国の行政機関等に提供されます。
- ※2 指定情報処理機関
都道府県の本人確認情報処理事務の一部を行うため、総務大臣により指定された機関。平成11年11月に財団法人地方自治情報センターが指定されました。
- ※3 ICカード
集積回路（IC）をプラスチックカードに埋め込んだもので、磁気カードよりも大容量のデータを蓄積できるカード。
- ※4 暗号化
データが第三者の不正行為により漏えい、盗聴されないようにすること。



夏 休み自由研究に強い味方 自然館で相談を実施

待望の夏休みはもうすぐ！西平畑公園にある自然館では、毎年、夏休みの自由研究課題の相談を実施しています。「課題の内容を何にしよう…」そんな悩みを持っている人はいませんか？自然館館長をはじめとするスタッフがたくさんのアイデアを紹介します。



夏休み自由研究相談日
日時：7月24日(水)・25日(木)・8月21日(水)
時間はいずれも 9:30~11:30
場所：自然館実習室 講師：自然館スタッフ
※特別な場合を除き、相談日の1週間前までに予約してください。☎・FAX82・7345

不思議を発見

子どもたちにとって1年で最も長い休みは、同時に宿題との戦いでもあります。特に自由研究は、内容を自分で決めて取り組む大きな課題です。毎年、自然館で開催している自由研究相談では、「何をやらたら良いのか分からない」といった子どもたちが、大勢来館します。そんな子どもたちにも「これをやりなさい」と強制するのではなく、「いろいろなヒントを与え、手助けするのがこの相談です。課題の例は、右下に紹介していますが、これらはその一部です。」

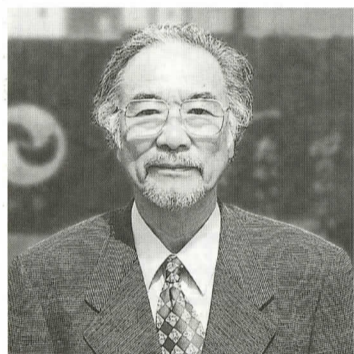
相談した自由研究の課題例

- ・アリジゴクの巣
- ・カニの食べ物
- ・アリの行列
- ・カタツムリの卵
- ・夜寝る植物たち
- ・種の飛び方
- ・ツバメの巣
- ・カラムシの縄
- ・昼間の月観察
- ・火打ち石
- ・リュウノヒゲのキンキン玉
- ・磁石の舟
- ・お宮のキツツキ
- ・ススキのミミズク
- ・あぶくの出る石
- ・枝の中のでんぷん

また、8月3日(土)と10日(土)には、工作や観察による自由研究実習も実施する予定です。自分の時間がたっぷりある夏休み。家の中でごろごろしていても、もったいないと思いませんか？自然館には不思議体験がいっぱいいます。

酒 匂川クリーンアップキャンペーン 参加者を募集

日時：7月14日(日)12:00~ 雨天決行
※河川の状況により中止
受付場所：酒匂川足柄大橋下特設テント
参加方法：自由参加(当日受付)
その他：参加者全員にTシャツと飲み物のプレゼントがあります。
主催：キリンビール株式会社
後援：松田町・大井町・開成町
【問合せ】町民環境課生活環境班 ☎83・1225



高橋 宥二さん (河内)

町を代表するイベント「まつだ観光まつり」や「若葉まつり」を主催している松田町観光協会。今年度の総会が6月14日に開催され、5代目の会長として高橋宥二さんが就任されました。高橋さんは、町の商工・観光行政に多年にわたり携わってこられ、

観 光協会会長に 高橋宥二さんが就任

また、町無形指定文化財の「松田大名行列」保存会の会長でもあります。「祭りを盛り上げるには、町民の皆さんが自ら参加し、楽しむことが大切です。そのためのお手伝いができれば」と抱負を語っていただきました。

- 経歴等**
- ・前松田町観光協会副会長
 - ・現あしがら花火大会会長
 - ・現松田町商工振興会監査
 - ・現あしがら商工会理事
 - ・現松田大名行列保存会会長
 - ・現トルク工業株式会社代表取締役

ご利用ください！法律相談

夫婦や親子、相続などでお悩みのことと土地や建物の売買、貸借に関するトラブル・金銭貸借(サラ金など)に関するトラブル・職場での問題や交通事故でのトラブル
※その他、民事全般にわたるご相談を受けつけています。お気軽にお越しください。
※日時・場所は本紙最終面でご確認ください。(毎月1回開催、先着順6人程度)

法 律相談の弁護士が 代わりました

法律相談は、毎月月上旬に町民文化センターで実施している無料相談です。この相談を、平成10年4月から担当していただいていた長谷川正之弁護士に代わり、5月からは牧浦義孝弁護士(左に経歴等紹介)が担当することになりました。たのぞお知らせします。

- 経歴**
- ・昭和18年9月26日生(58歳)
 - ・昭和41年3月 中央大学法学部卒
 - ・昭和56年4月 横浜弁護士会登録
 - ・昭和60年1月 牧浦法律事務所開設
- 役職**
- ・横浜市・鎌倉市・綾瀬市・神奈川県行政センター法律相談担当
 - ・神奈川県介護保険審議会委員
 - ・鎌倉市情報公開・個人情報審議会委員
 - ・鎌倉市固定資産評価審査会委員
 - ・藤沢市建築紛争処理審査会委員
 - ・逗子市環境審議会委員
 - ・綾瀬市情報公開審査会委員
- 事務所**
- 横浜市中央区尾上町3-35有楽ビル8階
- 【担当】庶務課庶務班 ☎83・1221

町農業委員会委員選挙 7月7日(日)

投票時間 午前7時~午後8時
開票は… 7日(日) 午後9時~
町民文化センター展示ホール

農業委員の任期(3年)が7月19日で満了となるため、松田町農業委員会委員選挙を行います。

【担当】選挙管理委員会 ☎83・1221

- 【選挙権】** 平成14年3月31日現在、農業委員会委員選挙人名簿に登録され、次の各条件を満たしている方
- ①町内に住所を有する方
 - ②平成14年3月31日現在、年齢が満20歳以上の方
 - ③10アール以上の農地を耕作されている方
 - ④③の同居の親族またはその配偶者で、年間60日以上耕作に従事されている方
- 【被選挙権】** 農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方、または登録されていなくても、投票日までに満20歳に達する方で、選挙権の各条件を満たしている方
- 【立候補届出】** 日時：7月2日(火) 午前8時30分~午後5時
場所：役場第1分庁舎2階会議室
- 【不在者投票】** 期間：7月2日(火)~6日(土) 時間：午前8時30分~午後8時

投票所

投票区	投票区域(自治会)	投票所
第1	河内・茶屋・中央・仲町・谷戸・谷津・宮前・かなん沢・中里・城山	町民文化センター展示ホール
第2	店屋場・町屋・神山・中丸・新松田・中沢・沢尻・仲町屋	仲町屋地域集会施設
第3	弥勒寺・中山・土佐原・宇津茂・大寺宮地(旧23区)	寄中学校屋内運動場
第4	萱沼・大寺宮地(旧24区)・虫沢田代	宮地多目的集会施設

場所：町選挙管理委員会事務局(役場2階)

広報モニター 紙面&文字の大きさをテーマに

分かりやすく親しみを持たれる 広報紙を作成するために

広報事業の一環として、町の情報を適確に伝え、町民の皆さんの生き生きとした姿を紹介する、まちの情報紙「広報まつだ」は毎月1日に発行しています。

この広報を編集する際、読み手である町民の方から、率直なご意見をいただき、分かりやすく親しみを持たれる紙面づくりをするために、広報モニターを4月号で募集しました。その結果、6名の方に応募をいただき、去る6月27日、第1回目の会議を開催しました。

タブロイド判で24年

広報まつだは、昭和53年4月(No.153号)にB5判から、現在の大きさのタブロイド判となり、それから24年余の歳月が経過しています。しかし、全国的な流れとして行政広報紙の大きさは、A4判が大半を占めるようになりました。足柄上地域でも、当町を除く1市4町すべてがA4判で発行しています。

A4判は、手に取りやすく保存に適しています。また、紙面も余裕を持ったレイアウトができるので、読者にとって読みやすいというメリットがあります。一方で、タブロイド判には大きな紙面による訴求力のある紙面展開や、ページ数が少ないので一通り目を通してもらえるメリットがあります。このように、どちらの方が優れているかというのはいずれも一概に言えず、一長一短があります。

このようなことから、今年度のモニター事業は紙面の大きさと、高齢の方に配慮した読みやすい活字の大きさなどをテーマに据えて、活動していくことになりました。

平成14年度 広報モニター (敬称略)

氏名	自治会
北村 眞佐雄	神山
岩田 朋子	町屋
山崎 八千代	仲町屋
大野 みゆき	茶屋
曾我部 幸苗	河内
中村 早苗	尻内

【担当・問合せ】企画財政課企画班
☎83・1222

図書館 だより



今月の行事

おはなし会 2日、9日、16日の火曜日
午後3時30分～4時、子どもコーナーにて
夏のおはなし会(19日)

休館日 毎週月曜日、海の日(20日)

寄出張所図書館 毎週水曜日 午後1時～4時

新着図書

一般書

「晴子情歌」 高村 薫
「男の子って、どうしてこうなの?」ビダル プルマン
「琥珀の望遠鏡」 式田和子
「歳のとりかた」 キング
「アトランティスのこころ」 吉田秀樹
「やる気が育つ脳と心の鍛え方」 津本 陽
「本能寺の変」 高橋克彦
「ゴッホ殺人事件 上下」 東郷 隆
「浮かれ坊主法界」 平凡社編
「辰巳芳子の家庭料理の世界」 平久美子
「仕事上手は自由への道」 日下田紀三
「屋久島自然観察ガイド」 水上公宏
「新脳卒中の予防と治療」 小川聖子
「はちみつのおやつと料理」 小池伸男
「果樹の育て方」 主婦の友社編
「大人スタイルインテリア」

今月の1冊

【代表作時代小説 平成14年度】日本文藝家協会編
根強い人気を誇る時代小説。当館でも、年配の利用者の方を中心に、常に人気のあるジャンルです。本書は、各年度の代表的な作品を一冊にまとめた時代小説集で、さまざまな作家の作品に触れることのできる楽しみがあります。ひと粒で2度、3度とおいしい!作品集です。



児童書

「イエティを探せ」 ハッチンソン
「雲へ」 黒井 健
「まいったなあ」 いもとようこ
「ネシャン・サーガⅢ」 イーザウ
「ずら〜りカエル」 高岡昌江
「ありんこぐんだん」 武田美穂

今月の1冊

【アサガオの絵本】 わたなべよしたか編
夏の花として、日本人に親しまれているアサガオ。身近な花だけれど、最初は花を楽しむのではなく、葉として使われてた事知っていたかな? その歴史から育て方、楽しみ方まで、いろいろなアサガオの側面を再発見できるよ。



* 以上は新着197冊の抜粋です。この広報に掲載された新着図書は2日から、その他新着図書の展示予約は、9日(火)から貸出しは16日(火)から受け付けます。



写真右から鈴木英幸、白井則子、宮根正行、井上栄一の4人が担当します。

SPORTS スポーツ大会の結果 (敬称略)

第22回 町民卓球大会	第1回 県柔道形競技大会
<p>優勝 神山A 準優勝 店屋場 3位 新松田・仲町屋</p>	<p>最優秀賞 湘南地区代表 遠藤孝志(松小6年) 受取 秋戸生樹(松小6年)</p>

役場の顔

其の十一

ふれあいから生まれる信頼関係

こんにちは! 私たち福祉班は、町の高齢者が安心して生活を送るためのお手伝いをしています。

高齢化が進むなか、当町でも65歳以上の方が占める割合は、5人に1人となっています。健康な方がいられる一方、介護が必要な方や一人暮らしの方には、介護保険サービスや緊急電話の貸与、配食サービスなど高齢者福祉サービスの必要性は高まりを見せています。これらの事業が、少しでも自立した生活を送る助けになればと思います。

福祉班の仕事 ①

※福祉班は2回に分けて紹介します

介護保険 ・要介護認定に関すること ・保険料賦課徴収 ・各種居宅介護(支援)並びに施設介護サービスの給付 ・介護相談員の養成 ・苦情、相談受付 ・高額介護サービス費貸付 ・被保険者への情報提供

高齢者福祉 ・高齢者保健福祉計画等作成 ・成年後見制度の周知 ・一般高齢者各種在宅サービス ・家族介護慰労金支給 ・家族介護用品経費助成 ・家族介護教室の開催 ・徘徊高齢者見守りシステム貸与 ・緊急通報装置貸与 ・低所得者への支援

このコーナーでは、役場の業務内容を、担当職員のエピソードなどを交えながら紹介します。

西平畑公園の催し物

開園時間 9:00~17:00
今月の休園日 1、8、15、22、23、29日

ハーブ館工芸教室 ☎85・1177				
プリザーブドアレンジ 永遠に咲き魔法の花と言われているプリザーブドフラワーをアレンジしてみませんか! 費用 4,500円 サイズ 30cm 日時 毎週火・木・土・日曜日(休館日を除く)10:00~				
自然館 ☎・FAX 82・7345				
日	曜	催し物	時間	
12	金	第35回ミニたんけん日 ・県西部地域ミュージアム連絡会(博物館関係の研究団体)の当番地区として、西平畑公園内の施設案内や、風景の解説をします。 集合 : 子どもの館前	13:30~15:30	
今月の野鳥・候渡沢から聞えてくるサンコウチョウ(三光鳥)の声 夏休み自由研究相談日・24日(水)、25日(木) 9:30~11:30 (6面参照)				
子どもの館 ☎・FAX 82・9869				
日	曜	催し物	時間	参加
6	土	第106回たぐらが劇場「セタ」 ~紙芝居、セタ飾り、ハンドベルで遊ぼう!	13:00 15:00	自由
21	日	手作り教室「リサイクル楽器」 材料費:50円 ~牛乳パックやペットボトルでタンバリンとラップを作ります。 指導 : HATOY	10:00 12:00	申込み 30人
27	土	表現教室「子どもの手品教室」 ~手品を教わり皆の前で実演! 指導 : 栗田均さん	10:30 11:30	申込み 20人



カメラレポート



6月10日、小田原市にある酒匂川管理センターで社会見学の一環として下水道施設見学会を実施しました。写真は参加した寄小4年生が汚水をきれいにする微生物を顕微鏡で見ている様子です。



6月16日まで開催したハーブフェスティバルには、21、706人の来園者がありました。ガーデンを舞うちよもミラベンダーの香りに誘われて...

感動と興奮の名作が町へ!

町民文化センター自主事業特別映画会
会場: 町民文化センター大ホール



世界中が恋をしたヒーローたちがやってくる!
モンスターズ・インク 7/7(日)
 ①10:30~ ②12:40~ ③14:50~

あなたを史上最強のファンタジーに導く...
ハリー・ポッターと賢者の石 8/4(日) ①10:30~ ②13:30~

共通前売券絶賛発売中 どちらかの映画がご覧になれます! (全席自由)

発売場所 町民文化センター1階事務室(9:00~17:00、ただし休館日を除く)
料金 (共通前売券) 大人・大学生 1,300円 高校生以下 800円
 (当日券) 大人・大学生 1,700円 高校生以下 1,000円
問合せ 町民文化センター ☎83-7021

町民文化センター大ホール催し物

日	曜	催し物	開演	入場料等	主催者等
7	日	町民文化センター自主事業映画鑑賞会「モンスターズ・インク」	10:30 12:40 14:50	大学生以上 1,700円 高校生以下 1,000円	生涯学習課 ☎83-7021
28	日	カワイ音楽教室「ピアノ・ドリマートンコース発表会」	10:00	入場自由	カワイ音楽教室 ☎0462-21-4551

*内容・入場券等は、主催者に直接お問い合わせください。
 *主催者の都合により、内容が変更される場合がありますのでご了承ください。
 *駐車場が狭いため、駐車できない場合がありますのでご了承ください。
 *今月の休館日は1、8、15、20、22、29日です。

おわびと訂正

本紙6月号2ページ下段の囲み記事で、次のような誤りがありましたので、おわびして訂正させていただきます。

- (誤) ■刑法第261条 (器物損壊等)
 他人の物を損壊し、または傷害したものは、3年以上の懲役または...
 (正) ■刑法第261条 (器物損壊等)
 他人の物を損壊し、または傷害したものは、3年以下の懲役または...

編集後記

444号(先月号)は、致命的なミスをしてしまいました▶一字が持つ重みをあらためて思い知ることに▶そんな理由から、発行直後に広報担当にかかってくる電話では、思わず受話器を持つ手が震えます▶編集で2回実施する校正作業の精度向上を目指して... Y

保健 (時間は受付時間)

- すくすく育児相談**
 2日(火) 9:30~10:30 健康福祉センター
 30日(火) 9:30~10:30 宇津茂地域集会所
- 離乳食講習会**
 10日(水) 9:45~10:00 健康福祉センター
- 1歳6か月児健康診査**
 24日(水) 12:50~13:15 健康福祉センター
- 1歳児歯科指導教室**
 26日(金) 9:45~10:00 健康福祉センター
- 2歳児歯科健診**
 26日(金) 13:00~13:20 健康福祉センター
- おとな健康相談**
 4日・11日・18日(木) 9:30~10:30 健康福祉センター
 25日(木) 9:30~10:30 町民文化センター第2学習室

人口と世帯数

6月1日現在 ()内は前月比

人口	12,773人 (-8)
男	6,223人 (-2)
女	6,550人 (-6)
世帯	4,456世帯 (-1)

戸籍の窓

5月20日から6月15日まで受け付けた方 ※掲載承諾者のみ(敬称略)
 お誕生おめでとう

赤ちゃん	保護者	自治会
岩田 美咲	久 幸	仲町屋
関口 陽子	昭 一	仲町屋
小澤 凜子	剛	茶屋
古谷 双葉	淳	沢尻
中村 颯太	淳	町屋
澁谷 天音	秀 明	宮前
大橋 佳乃	義 幸	城山
川野 智穂	梨 哲	津茂
渋谷 美咲	一 郎	谷津
和田 珠璃	智	神山
山本 大基	直 哉	中里

お悔やみ申し上げます

氏名	年齢	自治会
原田 キク子	76歳	弥勒寺
後藤 サヨ子	87歳	中 沢
井澤 ミネ	97歳	中 山
山口 シン	96歳	中 央
大井 榮	93歳	仲町屋
瀬戸 一 哉	91歳	中 里

相談 (時間は受付時間)

- 法律**
 8日(月)・8月1日(木) 9:00~11:00 町民文化センター
- 心配ごと**
 5日(金) 10:00~12:00 健康福祉センター
 16日(火) 10:00~12:00 町民文化センター
 25日(木) 10:00~12:00 健康福祉センター
- 人権・行政**
 16日(火) 10:00~12:00 町民文化センター

水道修理当番表

日	業者名	電話
1~2	(株)熊沢工務店	34-2511
3~9	(有)渋谷管工	89-2528
10~16	(有)筆屋商店	83-0100
17~23	(有)松田設備工業	82-0609
24~30	(有)加賀設備工業	82-4991
31~8/6	(株)熊沢工務店	34-2511

今月の納税

納期限	納税内容
7月31日	固定資産税(2期)
7月31日	国民健康保険税(3期)
7月31日	介護保険料(普徴・1期)
7月31日	国民年金の納付先が変更

●役場入口の銀行派出所ではお取り扱いできません。
 ☎83・1225 国保年金班
 ※税金等のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。